

「建設労働者確保育成助成金制度」

建設労働者確保育成助成金制度は、中小建設事業主が従業員の技術向上のため、技能講習・特別教育・安全衛生教育を受講させた場合に要した経費や賃金の一部が事業主に対して助成される制度です。助成金の受給対象会社であるか、書類の記入方法、助成金額などの詳細は、北海道労働局へお問い合わせ頂くか、下記リンク先をご確認ください。

[北海道労働局 建設労働者確保育成助成金のご案内](#)

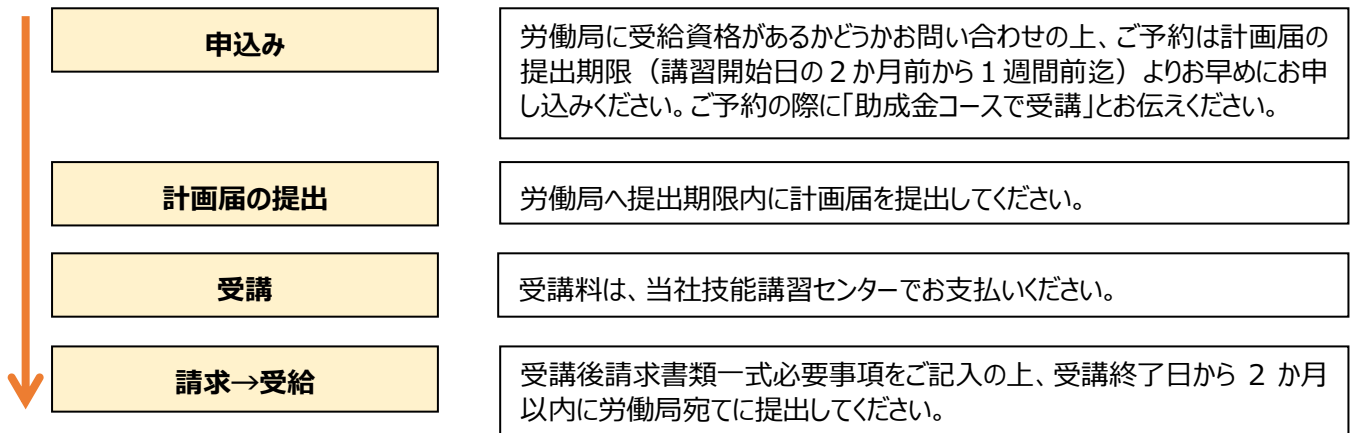
[厚生労働省 建設労働者確保育成助成金](#)



○支給の対象になる技能講習

- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- ・小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習

○助成金の申請・受給の手続き



「特別教育等助成金制度」

季節労働者の方が、仕事や就職に役立つ様々な資格を取得するために、講習料金を助成する制度です。詳細は、[さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会](#)へお問い合わせください。

○特別教育等助成金支給対象者

雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方、または直前に雇用されていた方

○特別教育等助成金支給対象技能講習

- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習

○助成金額

受講料全額(5万円限度)

○助成金受理の流れ

